



担当	主任	係長	課長	部長	副市長	市長

平成28年12月2日

小金井市長 西岡真一郎 殿



「今後の保育サービスに関する基本方針（案）」について

くりのみ保育園父母の会会長 石川 健一
 けやき保育園父母の会会長 伊藤 慈朗
 小金井保育園父母の会会長 小川 千鶴
 さくら保育園父母の会会長 加藤 美穂
 わかたけ保育園父母の会会長（小金井市公立保育園父母の会代表） 塚原 一秋

小金井市公立保育園運営協議会委員（共同委員長）東海林 一基

小金井市公立保育園運営協議会委員 萩原 佐和

" 細部 真佐子

" 石倉 秀一

" 内田 明美

" 長澤 麻紀

" 石澤 和絵

" 本間 義晴

" 大井 優子

" 角田 真理

日頃より、保育園をはじめとする保育行政や子育て施策について御尽力を頂きありがとうございます。市におかれましては毎年小金井市公立保育園父母の会（以下、五園連といいます）と定期的に懇談の場を設けていただいております。おかげさまで公立五園の保護者の意見を直接お伝えすることができ、市の保育施策に関する考え方についても理解を深める事ができました。

さて、平成25年に市作成の「保育業務に関する総合的な見直し」の中で公立保育園の運営形態の見直しが取り上げられ、小金井市公立保育園運営協議会（以下、運営協議会といいます）がスタートし、現在も運営協議会では、あるべき公立保育園の姿や、運営に関する総合的な検討と、その検討を行うにあたって前提となる我々保護者が求める保育ニーズ、保育の質等に関する協議を続けています。

また、昨年度は小金井市保育検討協議会（以下、検討協議会といいます）が開催され、五園連からは運営協議会より2名の委員が参加し、公立保育園のみならず、民間保育園も含めた小金井市の保育の現状の課題についても検討を行いました。この検討協議会では、様々な意見が出された中、最終的な報告書では、公立保育園の役割として、特別に配慮が必要な児童や要保護児童の支援等に加え、保育施設の

委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員

中核機能や保育のスタンダード（指標）を示す役割が示されました。学識経験者や公募市民も含む会議の場で、公立保育園の役割について積極的な意見が纏められたことに、我々は大きな意義があると考えます。

加えて、毎年度運営協議会にて実施している公立保育園を利用中の全世帯の保護者を対象としたアンケートでは、現状の公立保育園に対し、大多数の保護者が満足をしており、非常に高い評価となっています。この結果は、保育に従事されている方々が日々尽力されており、保育の質の高さを維持して下さっていることによるものであり、大変感謝しております。

そうした中、平成 28 年 9 月 24 日の運営協議会において、市より「今後の保育サービスに関する基本方針（案）」（以下、基本方針（案）といいます）の資料配布がありました。この基本方針（案）では、市の公立保育園の民間委託（公設民営）・民間移譲（民設民営）の方針が、平成 32 年度からの民間委託、平成 34 年度からの民間移譲という具体的なスケジュールを区切って記されているほか、今後も任期のない正規職員の採用は行わない旨が記されており、我々は非常に困惑しております。

なぜなら、これまで市から、運営協議会や検討協議会において民営化の是非を検討することを求めた諮問や具体的な内容を伴った提案はなく、検討協議会においても各委員が意見を述べたのみであり、民営化についていずれの協議会も十分な検討や協議は行われていないと認識しているからです。これまで運営協議会や検討協議会に参加するにあたり、市との合意をもとに行ってきた協議は、あくまで「保育業務の総合的見直し」についてであり、公立保育園の将来像に関しては、現状の運営形態の維持・発展の選択肢も含め、市全体の保育政策や公立保育園の役割、現状の評価、保護者が求める保育内容等について検討を行っています。もちろん、保護者としても、市が保育行政に関し何らかの方針を持つこと自体を否定するものではありません。しかし、従来は公立という枠組みの維持も含めて広く議論してきたにも関わらず、唐突に民営化等の具体的なスケジュールを伴った基本方針（案）が示されたことにより、あたかもそれが決定事項のように取り扱われているのではないかと、保護者は強く懸念しています。ましてや、現段階においてこの基本方針（案）が、運営協議会等において保護者に十分説明されている・理解されているものとして、運営協議会の内外を問わず取り扱われることがあるとすれば、保護者として納得や理解ができるものではありません。

実際、ここ数年、市は保育園職員について期間の定めのない正規職員は採用しないという姿勢を継続しており、その影響に関しては運営協議会において、我々は日々の保育への影響や長期的なスキルの伝承等の問題点を指摘しております。基本方針（案）にあるように来年以降も同様の姿勢を市が継続し、その理由が民営化方針にあるのだとすれば、まさにこの「基本方針（案）」というものが、あたかも決定事項のように扱われ、当面及び将来の保育のありように対して直接影響を及ぼしているということにはかなりません。市が、既に民営化を決定事項であるかのように扱い、こうした考えのもとに保育行政を進めているのではないかと、保護者として非常に憂慮しています。

これらのことから、具体的に以下の 3 点を要望いたします。

1. 平成 25 年 12 月 18 日に市と五園連で締結をした「小金井市公立保育園運営協議会の運営方針に関する覚書」（添付 1）を遵守し、今後も民営化等を前提・決定事項とした取り進めではなく、公立保育園のあるべき姿等について十分な協議・検討を行ってください。

運営協議会の協議事項等については、市が策定した「小金井市公立保育園運営協議会設置要綱」及び「小金井市公立保育園運営協議会設置にあたって」において示されており、公立保育園の現状の評価及びニーズ等の検討・協議を通して公立保育園のあるべき姿を協議・検討することとなっております。その際、実際に運営協議会の運営を行うにあたり、添付 1 の覚書の通り、委託を前提とせず議論を行うことや、十分に審議期間を確保することなどを市と五園連で確認しております。また、この覚書については、平成 28 年 1 月 20 日付で提出した「小金井市公立父母の会 意見・要望 ～総合的見直し協議と、現状の保育内容の維持・向上について～」(添付 2) に対する回答として、平成 28 年 2 月 26 日付で西岡市長からも引き続き遵守するとの回答(添付 3)を頂いております。

そうした経緯があるにもかかわらず、協議を行なっていく上で、例えば民営化を理由に期間の定めのない正規職員の採用を見送るなど、市が民営化等をあたかも決定事項とし、それ以外の可能性を排除するような姿勢で協議を進めたり、ましてや、民営化等の具体的なスケジュールに沿った議論を求められたりするということがあるとするれば、それは明らかな覚書違反であり、保護者(利用者)として大変遺憾な事態となります。

つきましては、この覚書の遵守を改めてお願いします。すなわち、民営化のみならず現状の運営形態の維持・発展を含む様々な選択肢をご提示いただき、広く総合的な保育業務の見直しを行う中で、十分な検討期間(*)を確保し、保護者の理解を得たうえで取り進めを行ってください。

(*)あくまで市の提案内容やその後の資料の提示状況など審議の取り進めにもよりますが、例えば過去、民間委託(公設民営)について市から諮問を受けて検討をした児童福祉審議会では、約 3 年の期間をかけて答申を行っています。民設民営であればより慎重な検討が必要と考えます。

2. 我々は市とこれまで同様に相互理解のもとに協議を続けていきたいと考えております。市が仮に民営化等の方針を持ちつつ、我々と相互理解のもと、協議を続けていくのであれば、市自らが将来の公立保育園のあり方等を含む明確なビジョンを保護者向け資料として纏め、説明頂き、理解するための十分な時間・機会を確保してください。尚、上記のような手順が尽くされていないにもかかわらず、既に保護者の理解が進んでいると誤解されるような言動は市として行わないようお願いいたします。

運営協議会や検討協議会に参加するにあたり、我々がこれまでの市との協議の中で求め、努めてきたのは、小金井市の保育の将来像やその中での公立保育園の役割を具体的に検討し、現状の公立保育園の役割や保育内容(保育の質を含む)を評価することです。検討協議会も上記趣旨に基づいて参加し、結果として公立保育園については大きな役割があることが示されました。民営化の協議自体を否定するも

のではありませんが、その場合も上記を踏まえ、現状の運営形態の中での改善よりも民営化の方が望ましいかどうかを十分に検討し、民営化による費用対効果や負の影響の有無等を十分に理解できるよう、複数の案による保育内容へ影響を比較考量できる資料の提示や審議の取り進めを改めてお願いいたします。

尚、公立保育園の民営化等について、我々としては、現時点で市から運営協議会において十分な資料の提示・説明等は行なわれていないと考えております。これまでに提示された民営化に関する資料は、そのほとんどが組合との協議資料を共有いただいているに過ぎません。我々保護者には明確な民営化等の必要性を理解できるものではないというのが現状です。市がその資料をもとに、何を問題だと認識し、今後どうしていこうと考えているのか、明確なビジョンを保護者向け資料として作成いただき、具体的なご説明および保護者が理解するための十分な時間・機会を確保いただけるよう、お願い申し上げます。

3. 保育士体制については、当面の保育内容に負の影響を与えることが無いようにすることはもちろんのこと、中長期的な保育の質の低下や、運営協議会の協議内容に影響が無いよう御対応をお願いいたします。

保育士体制については、社会的にも保育士不足が問題となる中、公立保育園においてもここ数年来の恒常的かつ喫緊の課題となっています。園や部局においても御尽力をして頂いていたことは十分理解しております。平成 28 年 10 月 24 日付で五園連が市に提出した「平成 28 年度懇談会に向けての意見・要望について」（添付 4）の回答として、平成 28 年 11 月 25 日付で西岡市長からも保育に支障のないよう対応していくとの回答（添付 5）を頂いています。

一方で、運営協議会では期間の定めのない正規職員が年々減少していることに対し、中長期的に現在の保育の質を維持することに対して懸念の声もあがっているほか、障がい児保育の拡充や延長保育の更なる延長などの検討を行うにあたって、現在の体制が安定しない中では、協議をすることも難しくなってきました。

また、保育園においても、この数年非常勤職員の補充が追いつかず、保育士の欠員があることが恒常化しているのが現状であり、保育士の欠員問題や、短期的に担当する保育士が変わることにより、園児や保護者とのコミュニケーションに影響が生じているケースも出てきています。今回子ども家庭部が正規職員の募集要求を行わないと明言されたことから、保育の質の維持の面だけでなく保育内容への負の影響に対する不安の声が保護者の間で高まっています。

繰り返しになりますが、今般、市が示した「基本方針（案）」につきましては、保護者としては決定事項とは認識しておらず、今後、公立保育園の枠組みを存続させるという結論も十分あり得る中、当面の保育にも影響が出てきているにも関わらず、民営化方針を理由に期間の定めのない正規職員の採用が出来ないという取り進めは覚書にも抵触し、理解ができるものではありません。長期的なスキルの伝承等も含めた保育士の体制に支障が出ないよう、市には中長期的な採用計画の検討をお願いしたく存じます。

よって、保育士体制問題については、当面の保育内容に負の影響を与えることが無いようにすること

はもちろんのこと、中長期的な保育の質の低下や、運営協議会の協議内容に影響が無いよう対応頂き、その際、現状の任期付き職員や臨時職員が継続して働いていただけるようにする、期間の定めのない正規職員の採用を行う等をご検討ください。

ここ数年の市と五園連との懇談会や運営協議会、検討協議会等での協議等を通じて、市と保護者の相互理解は深まってきていると認識をしております。上記課題についても、協議や対応を通じて、相互理解を深めていきたいと考えております。

何卒ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上